

当クリニックにおける医療DX推進体制の整備について

当クリニックでは医療DX(*1)を通して質の高い診療を行うために下記の対応を行っています。

- (1) オンライン請求を行っています。
- (2) オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- (3) 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室等において、閲覧又は活用できる体制を有しています。
- (4) 電子処方箋を発行する体制
- (5) 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については当該サービスの対応待ちです。(経過措置 令和7年9月30日まで)
- (6) マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、実績を一定程度有しています。
- (7) 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所及びウェブサイト等に掲示します。

*1 医療の現場においてデジタル技術を活用することで、医療の効率や質を向上されることを目的とした取り組みのこと(医療デジタル・トランスフォーメーション)